



おぎ ます ひと (新政治家)

学校給食・庁舎建設について

学校給食について

問 給食費の法的根拠は。

答 学校給食法で、必要な施設整備や運営に要する経費は自治体負担ですが、当市では、食材費を給食費で徴収しています。

問 食材費以外の人件費などの経費は。

答 調理員の人件費や水道光熱費など小学校で約4万5千円、中学校で約3万7千円です。

問 急激な食材費の上昇についての認識は。

答 現在、食材料の価格が上昇している事は認識しています。献立内容の工夫や物資選定など様々な努力により安定的に提供していきます。

問 給食費の無料化よりも、実際に食べる子どもを第一に考えて、美味しい給食をお腹一杯食へられる内容充実に予算を使っただ方が良いのではないか。

答 公約なので無料化の方針を変

えるつもりはありません。

問 学校の統廃合を踏まえた中で、今後の運営方法は。

答 平成30年度に教育委員会から学校給食運営委員会へ諮問し、旧安中は自校方式との答申を重視していきます。

その他、庁舎建設の集約、分散の基本的な考え方、合併特例債発行情限内完成に間に合わない場合の対応について質問しました。



給食調理の様子



たか しのぶ (無所属)

公害防除特別土地改良事業・市民活動の推進について

公害防除土地改良事業について

問 事業概要については。

答 カドミウム公害により汚染された農地に対し、県の事業主体で排客土を中心に区画整理方式及び原状回復方式により、土壌中のカドミウム濃度を低下させ、安全な農作物の生産環境を整え農業経営の安定を図ることを目的とした事業です。

問 昭和47年からの水田第一期工事から50年もの長い年月がかかっているが、この安中公害を私達の世代で解決すべきと思うが今後の事業計画は。

答 畑作の第二期工事は、岩井地区において、区画整理事業から原状回復工事へと事業方針の転換があり、客土材の用途がたつたことから令和3年に工事が開始され、令和4年には工事完了となり、農地の安全性の確認後に指定解除となります。野殿地区においては、区画整理方式に

より事業着手し3、4年の準備期間を経て工事着手となり7、8年はかかります。

問 本市にとつて負の遺産として重くのしかかっていた安中公害終了の用途がたつた今、この教訓を今後の街づくりに生かすべきと思うが考えは。

答 大気汚染や土壌汚染の定期調査を行い、さらに環境にやさしい街づくりを行っていきます。

その他、1項目について質問しました。



公害防除土地改良事業 (岩井地区)